

# 袴田さん無罪確定へ

## 検察、控訴を断念

1966年の静岡県一家4人殺害事件で死刑が確定した袴田巖さん(88)の裁判をやり直す再審で、無罪とした静岡地裁判決に対し、畝本直美検事総長は8日、控訴しないと表明した。袴田さんの無罪が確定する。控訴期限は10日だった。戦後、死刑事件の再審無罪判決は袴田さんで5例目で、過去4例は検察が控訴せず確定していた。



支援者らと日課の散歩に出かける袴田巖さん。再審無罪とした静岡地裁判決に対し、検察が控訴断念を発表した。8日午後4時19分、浜松市

畝本検事総長は談話で「結果として相当な長期間、法的地位が不安定な状況に置かれた。申し訳なく思う」と謝罪した。

9月26日の再審判決は、犯行着衣とされた「5点の衣類」や、自白調書など三つの証拠を捜査機関による捏造と認定。これらを排除して残った証拠では、袴田さんが犯人とは認められないと結論付けた。

検察側は再審公判で有罪を主張し、死刑を求刑。証拠捏造と指摘した判決に、内部から強い反発もあったが、控訴審で結論を覆すのは難しいと判断したとみられる。袴田さんの弁護団は、検察側に控訴しないよう申し入れていた。